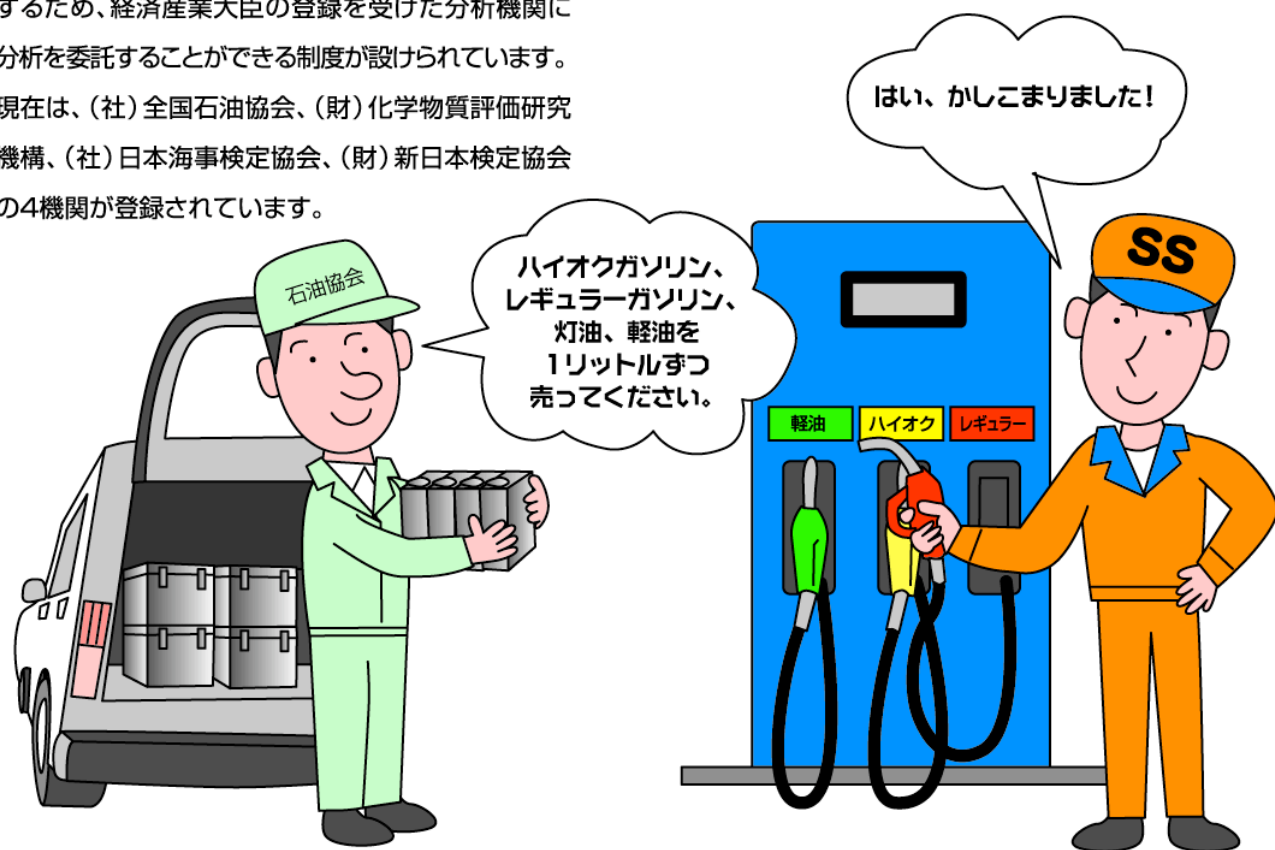


ガソリンスタンドの分析義務

品確法では、第一次供給者である精製業者、輸入業者等に品質確認を義務づけるとともに、消費者に直接販売している販売業者に粗悪品販売の禁止を規定しています。さらにガソリンについては、ガソリンスタンドに原則として10日に1回の自己分析を義務づけています。(生産業者からの流通経路が明確であることやその流通に関与する者が連帯して品質の確保策を講じるなどの要件が揃っている場合、10日に1回の分析が年に1回に軽減される「品質維持計画認定制度」も設けられています。)品確法では、このように石油製品の“入口”と“出口”で品質チェックをすることにより、消費者保護を図っています。

なお、ガソリンスタンドの自己分析については、大半が中小事業者であるガソリンスタンドの負担を軽減するため、経済産業大臣の登録を受けた分析機関に分析を委託することができる制度が設けられています。現在は、(社)全国石油協会、(財)化学物質評価研究機構、(社)日本海事検定協会、(財)新日本検定協会の4機関が登録されています。



試買分析

(社)全国石油協会が実施する試買分析は、まず全国約5万ヶ所すべての給油所(離島も含む)を訪問し、各1リットルずつ購入したハイオクガソリン・レギュラーガソリン、灯油、軽油を、全国9ヶ所に設置している(社)全国石油協会の試験センターにおいて分析をします。試験センターにおいて分析を行った結果、品質規格に適合していない不適合な製品については、品質試験室において、不適合の原因究明等、詳細な分析が行われます。

分析の結果、品質規格に適合していない場合は、速やかに経済産業省(資源エネルギー庁)及び経済産業局に報告する体制をとっております。

経済産業省(資源エネルギー庁)及び経済産業局では、不適合の結果を踏まえて、立入検査を実施しています。

●試買分析のしくみ

